

# 公益財団法人 日本ゴルフ協会 内部通報規程

制定 平成 25 年 6 月 4 日  
一部改正 平成 29 年 1 月 1 日  
一部改正 令和 5 年 12 月 13 日

## 第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の評議員、理事・監事、名誉会長・顧問・特別顧問、会員、委員会委員、事務局長・事務局職員、レフェリー、この法人が主催する競技の参加選手及びその指導者・トレーナー・キャディ・親族等のサポートスタッフ、その他この法人に関連する者（以下これらの者を「関係者」という）からの、暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びその他のこの法人の倫理規程第 4 条に定める組織的または個人的な法令違反行為等の不正行為（以下これらを「不正行為等」という）に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってこの法人のコンプライアンスを遵守した運営の強化に資することを目的とする。

## 第 2 章 通報処理体制

(窓口)

第2条 関係者等からの不正行為等に関する相談又は通報（以下これらを総称して「通報等」という）を受け付ける窓口(以下「通報等窓口」という)を、倫理委員会内に設置し、その事務は、管理責任者(担当理事)が所掌する。

2 管理責任者（担当理事）は前項の通報等を受けたときは、速やかに倫理委員会の委員長に通報等の内容を報告する。

(通報等の方法・情報管理)

第3条 通報等窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

2 この法人は、通報等窓口の連絡先をホームページや会報等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

3 通報等窓口に対する通報等は、匿名で行うことを妨げない。ただし、この場合には、被害者か目撃者かの区分、通報等窓口からの通報者に対する連絡先(容易に本人特定に至らない携帯電話番号や携帯端末のEメールアドレス等)及び連絡に用いる仮称等を明らかにしなければならない。

4 通報等窓口は、匿名で通報等が行われたが、前項但書規定の通報者の連絡先が明らかにされていないことによって、この規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるものとする。

5 通報等窓口の管理責任者は、通報者の氏名及び通報者を特定しうる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の通報等窓口の管理責任者と共有せず、また、通報者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を通報等窓口の管理責任者以外に共有しないものとする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報等窓口の利用者及び相談者は、不正行為等を受けた、若しくは不正行為等の事実を確認した者（以下「通報者等」という）とする。

### 第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第5条 この法人は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 この法人は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を執り、もしくは関係団体にこれを採らせなければならない。

3 この法人は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の指導者、上司、同僚等を含む。)がいた場合には、この法人所定の規程・規則等に従って、相当な処分を課することができる。

(事後対策・フォローアップ)

第6条 管理責任者は、通報等の処理が終了した後、不正行為等が発生していないか、通報者や調査協力者に対する不利益取扱いや嫌がらせが行われていないか、又は、適切な措置が執られているかを確認しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人及び業務上通報等に関する情報を知り得た者は、通報された内容（通報者等の氏名及び通報者等を特定しうる情報を含む）や調査結果など通報等に関する一切の個人情報に関して、正当な理由なく開示してはならない。ただし、法令及びこの法人の規程に基づき開示する場合については、この限りでない。

2 この法人は、正当な理由なく、個人情報を開示した者に対し、この法人所定の規程・規則等に従って、相当な処分を課することができる。

(通知)

第8条 この法人は、通報者等に対して、調査結果及び是正結果等について、被通報者等のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第9条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 この法人は、前項のような通報を行った者に対し、この法人の所定の規程・規則等に従って、相当な処分を課することができる。

(この規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。